

令和7年度佐渡市立高千中学校 部活動に係る活動方針

佐渡市立高千中学校

1 策定の趣旨

部活動は、生徒が自主的、自発的に参加し、スポーツや文化及び科学等に親しむことにより、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養に資するものとして学校教育の一環として、教育課程と関連して行われるものである。また技能向上を図る以外にも、好ましい人間関係の形成や社会性・公共性を身につけるなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義が大きい。

しかし、部活動の運営・指導にあたっては、生徒の成長に合わせた活動時間、競技未経験による担当顧問の技術指導、指導顧問の指導日数や時間などの問題や課題が報告されている。そこで佐渡市立高千中学校は、佐渡市教育委員会が策定した「佐渡市部活動の在り方」に則って部活動運営・指導の適正化を図り、部活動の目標が達成されるよう「佐渡市立高千中学校 部活動に係る活動方針」（以下「活動方針」）を策定する。

2 本年度の部活動

(1) 本年度設置する部活動について

- ア 常設部活動：バドミントン部（男子・女子）、卓球部（男子・女子）
- イ 特設部活動：陸上部、駅伝部

(2) 活動時間及び日数について

- ①活動時間 学期中 平日1時間程度 週休日等 2～3時間程度
(練習試合や大会等を除く、活動時間に移動時間は含まず)
長期休業中 平日・週休日等 2時間程度
(練習試合や大会等を除く、活動時間に移動時間は含まず)
※朝練習は行わない。

②休養日 平日1日以上、週休日等1日以上のを原則とする

③その他

- ・定期考査1週間前（土日含む）は、原則として部活動を行わない。大会等がある場合は校長と協議する。
- ・年末年始等の学校閉庁日は部活動を行わない。大会等がある場合は校長と協議する。

(3) 大会参加について

部活動もしくは地域スポーツ団体（クラブ）の所属として出場・活動することができる。部活動として参加できる大会・練習会等は、以下に該当するものとする。

- ・中体連主催、共催、後援の大会・練習会等
- ・その他の大会・練習会等については、校長が許可した場合のみ参加を認める。
(ただし、生徒の健康面、学習面には十分配慮する。)

3 部活動運営について

(1) 体罰の禁止

部活動指導者（顧問及び外部指導者等）の指導は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰等を正当化することは誤りであり、決して許されないものであるとの認識をもち、体罰等のない指導に徹する。

(2) 目指す部活動指導の姿

部活動指導者（顧問及び外部指導者等）は、指導者の一方的な方針による活動にすることなく、生徒と目標を共有し、生徒の自主的、自発的な活動を尊重しながら、生徒に寄り添い、生徒ともに目標達成のために努力する部活動指導を目指す。

(3) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない大切なことであることから、顧問としての指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日を明確にし、保護者に示す。